

2-1 現金および預金

1【現金】

1. 現金の範囲

(1) 通貨(外国通貨を含む)
硬貨、紙幣

(2) 通貨代用証券

通貨代用証券とは、換金性が高く、実質上通貨と同じ役割を果たす証券をいう。

①他人振出の当座小切手(ただし、先日付小切手は受取手形)

※ 自己振出の当座小切手は、当座預金の減少の取消し

②送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書、一覧払手形

③支払期日が到来した公社債の利札、株主配当金領収書、トラベラーズチェック 等々

2. 現金過不足

(1) 現金勘定の残高と現金の実際在 high に差異が発生した場合

帳簿残高を実際在 high に修正し、不足額(または過剰額)は一時的に現金過不足勘定としておく。

(⇒ その後原因が判明したときに、正しい勘定に振替える)。

現金過不足 ××× // 現金 ×××

(2) 差異の原因(の一部)が判明したとき

○○○○費 ××× // 現金過不足 ×××

(3) 決算日においても原因が判明しない場合

不足額は雑損失勘定(過剰額は雑収入勘定)に振替える。なお、決算日に判明した過不足額は直接、雑損失(または雑収入)勘定で記帳し、現金過不足勘定は用いない。

雑損失 ××× // 現金過不足 ×××

または

現金過不足 ××× // 雑収入 ×××

4. 小口現金

(1) 定額資金前渡制度(インプレストシステム)

①小口現金の振出

小口現金 ××× // 現金預金 ×××

②小口現金の補給

月末(または月初)に支払額と同額を補して、小口現金の残高を一定額に保つ方法である。

○○○○費 ××× // 小口現金 ×××

○○○○費 ××× //

(同額)

小口現金 ××× // 現金預金 ×××

(2) 随時補給制度

随時必要額を補給する方法である。

○○○○費 ××× // 小口現金 ×××

○○○○費 ××× //

小口現金 ××× // 現金預金 ×××

必要額

2【預金】

1. 預金の範囲

普通預金、当座預金、別段預金、通知預金、郵便貯金、郵便振替貯金、納税準備預金、定期預金、積立預金、金銭信託 等々

2. 小切手

小切手	
支払地	東京都中央区八重洲1丁目 □□銀行 △△支店
¥ 100,000	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください	
振出日	×年×月×日
振出地	東京都中央区
	株式会社○○商店 振出人 代表取締役 ○○ △△ (印)

(1) 小切手の振出

買掛金 ××× // 当座預金 ×××

(2) 小切手の受取

①他人振出小切手

現金 ××× // 売掛金 ×××

②他人振出の先日付小切手

受取手形 ××× // 売掛金 ×××

③自己振出小切手

当座預金 ××× // 売掛金 ×××

3. 定期預金の貸借対照表表示

(1) 満期日が決算日の翌日から1年以内に到来

流動資産の部に、
「現金及び預金」として表示する。

貸借対照表

I 流動資産	
現金及び預金	×××

(2) 満期日が決算日の翌日から1年を超えて到来

固定資産(投資その他の資産)の部に、
「長期性預金」として表示する。

II 固定資産	
3 投資その他の資産	
長期性預金	×××

※ 金庫には決算日に自己振出小切手があった

⇒ 指示があれば指示に従い、なければ「正しく処理したが廃棄していない」と捉える。

③【当座借越】

1. 当座借越

当座貸越とは、予め担保を設定し、貸越限度額や期間、利率などを定めた当座借越契約を締結することにより(当座預金勘定の残高を超える)借越限度額までの決済を可能とする制度である。当座借越は、実質的には銀行からの借入金である。

(1) 二勘定制

二勘定制とは、当座預金は当座預金勘定で、当座借越が発生した場合は当座借越勘定で記帳する方法である。

買掛金 ××× // 当座預金 ×××
// 当座借越 ×××

(2) 一勘定制

一勘定制とは、当座預金と当座借越をともに当座預金(または当座)勘定で一括して記帳する方法である。

買掛金 ××× // 当座預金 ×××

2. 当座借越の貸借対照表表示

当座借越が発生した場合には、短期借入金として表示する。

当座借越 ××× // 短期借入金 ×××
(当座預金)

当座預金口座が複数ある場合には、各口座の残高ごとに振替処理を行う。

ex. 当座勘定の残高 ￥60,000(うち、A銀行 ￥80,000 B銀行 △￥20,000)

貸借対照表			
当座預金	80,000		短期借入金 20,000

④【銀行勘定調整】

1. 差異の原因

企業の当座預金勘定残高と銀行の預金残高は本来一致するものであるが、以下の理由等により差異が生じることがある。

	企業の記帳	銀行の記帳	企業側の対応
① 締後入金(時間外預入)	入金済	未入金	修正仕訳は不要
② 未取付小切手	出金済	未出金	
③ 未渡小切手	出金済	未出金	修正仕訳が必要
④ 振込未記帳	未入金	入金済	
⑤ 引落未記帳	未出金	出金済	
⑥ 誤記入	誤謬	適正	

2. 銀行勘定調整表

(1) 企業残高・銀行残高区分調整法

差異が発生する原因を企業残高と銀行残高の各々に記載し、正しい残高を導く方法である。

銀行残高調整表

企業残高	×××	銀行残高	×××
(加算)手形代金振込未記帳	×××	(加算)締後入金	×××
未渡小切手	×××		
(減算)手数料引落未記帳	×××	(減算)未取付小切手	×××
修正後残高	×××	修正後残高	×××

(2) 企業残高基準法と銀行残高基準法

企業残高基準法とは、企業残高を基準として銀行残高にあわせる方法である。一方、銀行残高基準法とは、銀行残高を基準として企業残高にあわせる方法である。

【企業残高基準法】

銀行残高調整表

企業残高	×××
(加算)手形代金振込未記帳	×××
未渡小切手	×××
未取付小切手	×××
(減算)締後入金	×××
手数料引落未記帳	×××
銀行残高	×××

【銀行残高基準法】

銀行残高調整表

銀行残高	×××
(加算)締後入金	×××
手数料引落未記帳	×××
(減算)手形代金振込未記帳	×××
未渡小切手	×××
未取付小切手	×××
企業残高	×××

(3) 修正仕訳

企業側での調整項目について修正仕訳を行う。

① 手形代金の未記帳

当座預金 ××× // 受取手形 ×××

② 未渡小切手分

当座預金 ××× // 買掛金 ×××
// 未払金 ×××

③ 手数料引落未記帳

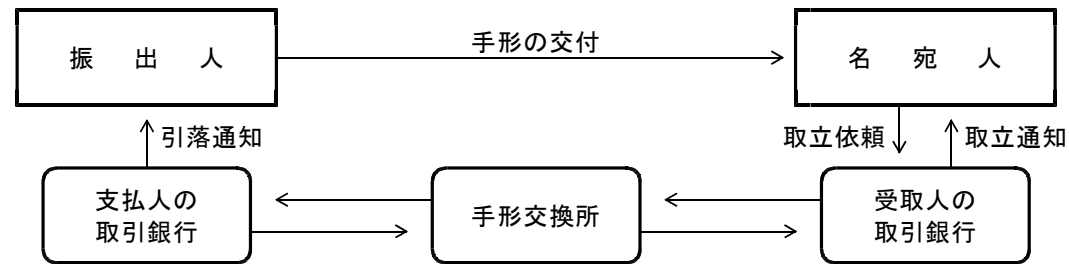
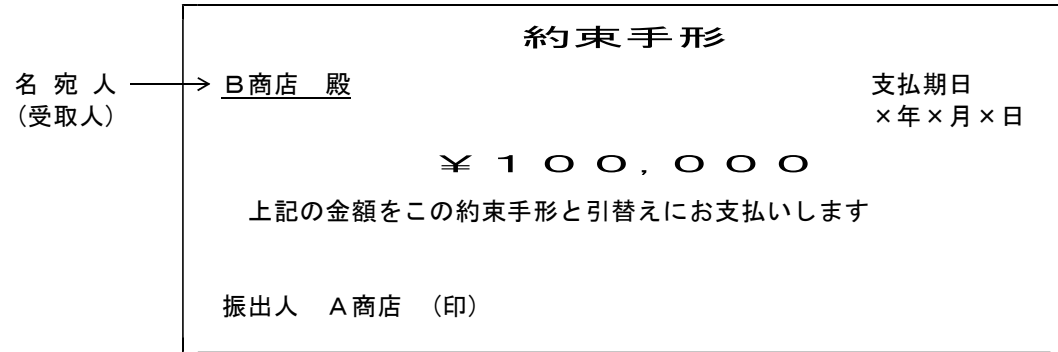
支払手数料 ××× // 当座預金 ×××

2-2 手形

1【約束手形】

1. 約束手形の概要

約束手形とは、振出人(手形作成人かつ支払人)が、明記された期日に明記された金額を名宛人(受取人)に支払うことを約束した証券をいう。



2. 約束手形の受取と振出

(1) 約束手形の振出

①手形の振出時

仕 入 ××× // 支 払 手 形 ×××

②手形の決済時

支 払 手 形 ××× // 当 座 預 金 ×××

(2) 約束手形の受取

①手形の受取時

受 取 手 形 ××× // 売 上 ×××

②手形の決済時

当 座 預 金 ××× // 受 取 手 形 ×××

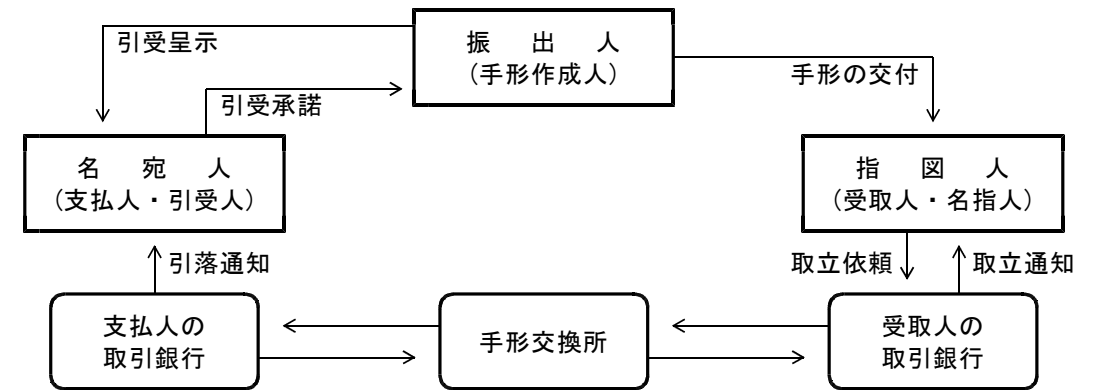
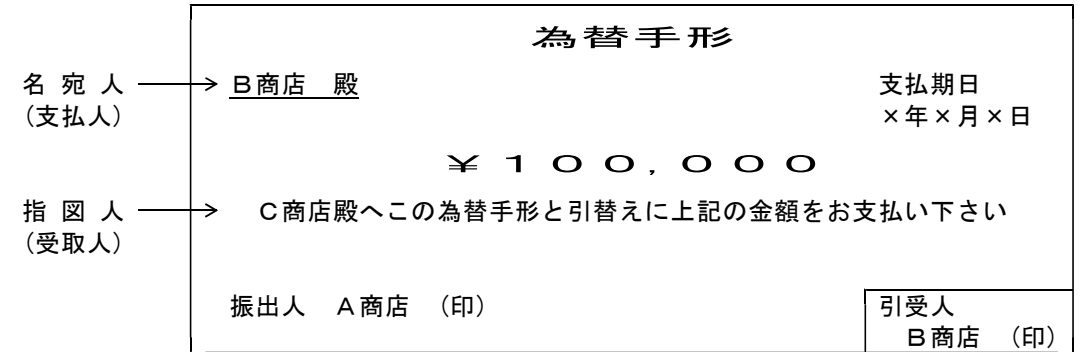
(3) 自己振出約束手形の受取

支 払 手 形 ××× // 売 上 ×××

2【為替手形】

1. 為替手形の概要

為替手形とは、振出人(手形作成人)が名宛人(支払人)に対して、明記された期日に明記された金額を指図人(受取人)に支払うことを委託した証券をいう。



2. 他人宛為替手形(通常の為替手形)の振出・引受・受入

(1) 振出人

①手形の振出時

買 掛 金 ××× // 売 掛 金 ×××

手形振出義務見返 ××× // 手形振出義務 ×××

②手形の決済時

手形振出義務 ××× // 手形振出義務見返 ×××

(2) 名宛人

①手形の引受時

買 掛 金 ××× // 支 払 手 形 ×××

②手形の決済時

支 払 手 形 ××× // 当 座 預 金 ×××

(3) 指図人

①手形の受取時

受 取 手 形 ××× // 売 掛 金 ×××

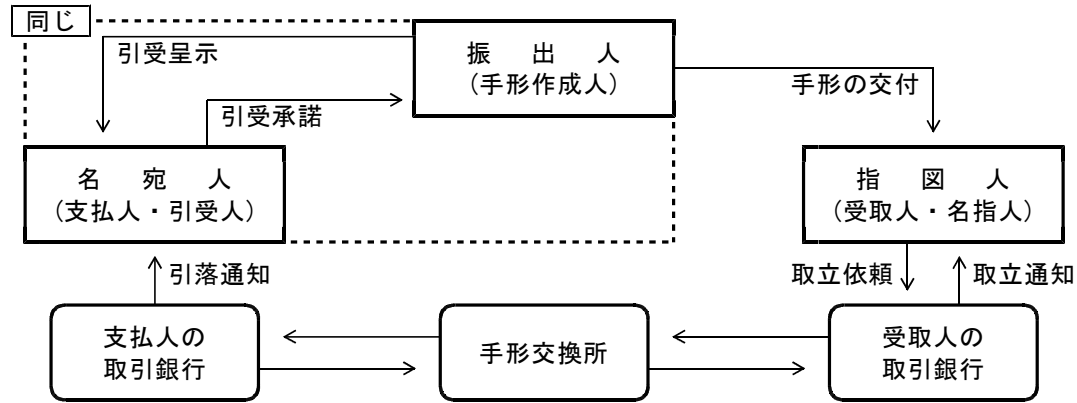
②手形の決済時

当 座 預 金 ××× // 受 取 手 形 ×××

③【特殊な為替手形】

1. 自己宛為替手形

自己宛為替手形とは、手形振出人が自己が指図人(支払人)でもある為替手形であり、例えば、支店(振出人)の仕入代金を本店(名宛人)の銀行預金から支払う場合等で利用されている。

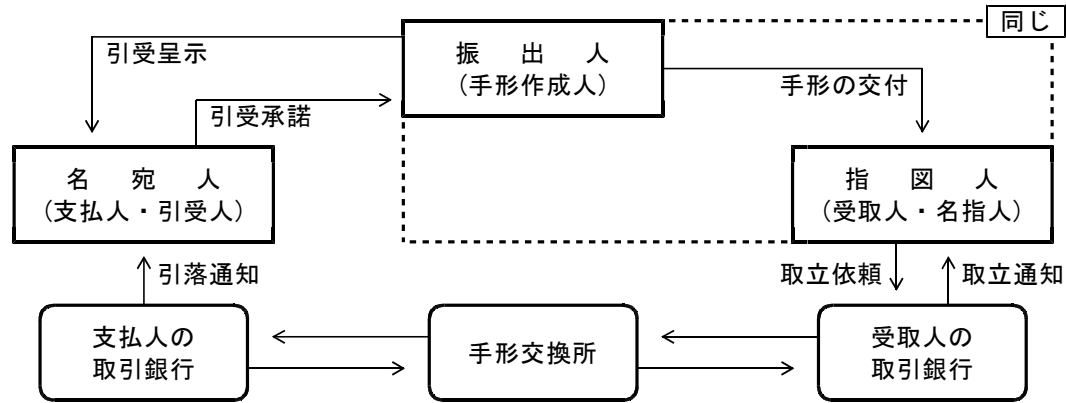


(1) 振出側
買掛金 ××× // 支払手形 ×××

(2) 受取側
受取手形 ××× // 売掛金 ×××

2. 自己指図為替手形(自己受為替手形)

自己指図為替手形とは、手形振出人が自己を指図人(受取人)として振出した為替手形であり、相手の引受だけで手形債権が成立することから、実務上多用されている。



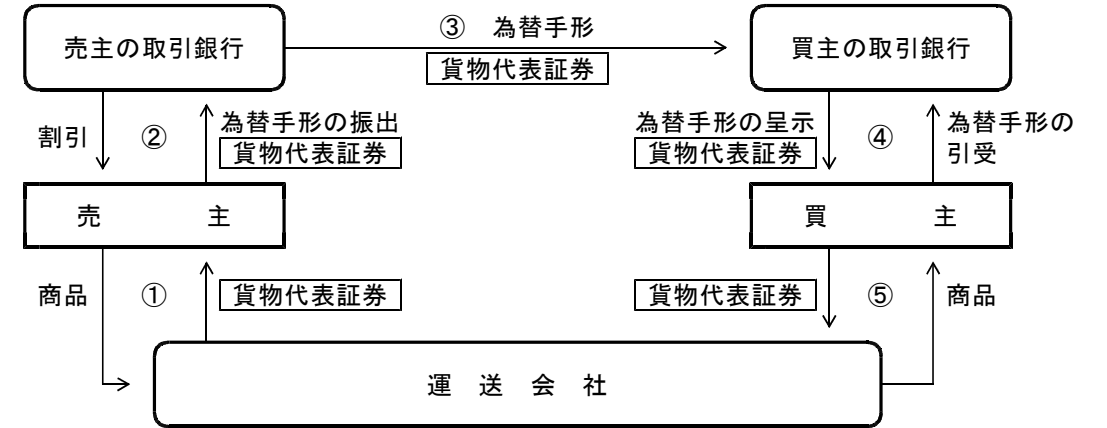
(1) 振出側
受取手形 ××× // 売掛金 ×××

(2) 引受側
買掛金 ××× // 支払手形 ×××

④【荷為替手形】

1. 荷為替の取組み

荷為替の取組みとは、商品を遠隔地へ発送する場合などで商品代金を早期に回収するために、売主が買主を名宛人、取引銀行を指図人とする為替手形を振出し、商品の運送会社から受取った貨物代表証券を担保として添えて、その手形を取引銀行で割引くことをいう。



2. 荷為替手形の取組み

(1) 商品の販売(①と②)

当座預金	2,900	//	売上	4,000
手形売却損	100	//		
売掛金	(残額) 1,000	//		

3. 荷為替手形の引受け

(1) 為替手形の呈示(④)

未着品	4,000	//	支払手形	3,000
		//	買掛金	(残額) 1,000

(2) 商品の引取(⑤)

仕入	4,000	//	未着品	4,000
----	-------	----	-----	-------

5【手形の割引および裏書譲渡】

手形の割引行為の本質は「金銭債権の譲渡」であると考えられるので、その旨の記帳を行う。
なお、手形の割引や裏書譲渡を行うと手形債権の消滅と手形の遡及義務が同時に発生するため、手形の遡及義務たる保証債務を認識し、これを時価で評価する。

1. 割引手形

(1) 手形の割引時

①手形の割引

当座預金	×××	//	受取手形	×××
手形売却損	×××	//		

↑

額面金額×割引率× $\frac{\text{割引日から満期日までの日数(両端入れ)}}{365日}$

ex. 4/1~5/10 ⇒ 40日

②保証債務の時価評価

保証債務費用	×××	//	保証債務	×××
--------	-----	----	------	-----

(2) 手形の決済時(保証債務の償却)

保証債務	×××	//	保証債務取崩益	×××
------	-----	----	---------	-----

2. 裏書手形

(1) 手形の裏書時

①手形の裏書

買掛金	×××	//	受取手形	×××
-----	-----	----	------	-----

②保証債務の時価評価

保証債務費用	×××	//	保証債務	×××
--------	-----	----	------	-----

(2) 手形の決済時(保証債務の償却)

保証債務	×××	//	保証債務取崩益	×××
------	-----	----	---------	-----

6【営業取引以外の取引の手形】

主たる営業取引に基づいて生じた手形債権・債務と、固定資産の売買等の営業外取引や金融取引に基づいて生じた手形債権・債務は区別し、別な勘定を用いて記帳する。

1. 営業外取引

固定資産の購入や売却の場合には、「営業外受取手形」や「営業外支払手形」勘定で記帳する。

①建物の購入

建物	×××	//	営業外支払手形	×××
----	-----	----	---------	-----

②土地の売却

営業外受取手形	×××	//	土地	×××
		//	土地売却益	×××

2. 金融手形

金融手形の場合には、その実質を記録するべく「手形貸付金」や「手形借入金」勘定で記帳する。

①資金の貸付

手形貸付金	×××	//	現金	×××
-------	-----	----	----	-----

②資金の借入

現金	×××	//	手形借入金	×××
----	-----	----	-------	-----

7【手形の更改】

手形の更改とは、手形の支払期日到来前に支払人が受取人に対して支払期日の延期を申し入れ、新しい手形に書換えることをいう。

1. 支払延期分の利息を小切手で支払う場合

(1) 支払人

支払手形	×××	//	支払手形	×××
支払利息	×××	//	当座預金	×××

(2) 受取人

受取手形	×××	//	受取手形	×××
現金	×××	//	受取利息	×××

2. 支払延期分の利息を新手形に含める場合

(1) 支払人

支払手形	×××	//	支払手形	×××
支払利息	×××	//		

(2) 受取人

受取手形	×××	//	受取手形	×××
		//	受取利息	×××

8【手形の不渡】

手形の不渡とは、支払期日に手形債務者の預金残高が手形代金に満たないため、手形の決済ができないことをいう。手形が不渡となっても手形債権は存続するが、回収の可能性は格段に低いので、通常の手形とは区分して管理する。

1. 自己所有する手形が不渡になった場合

(1) 不渡の通知

不渡手形	×××	//	受取手形	×××
------	-----	----	------	-----

(2) 償還請求の諸費用

不渡手形	×××	//	現金	×××
------	-----	----	----	-----

2. 自己が偶発債務を負う手形が不渡になった場合

(1) 償還に要した諸費用

不渡手形	×××	//	当座預金	×××
------	-----	----	------	-----

(2) 保証債務の償却

保証債務	×××	//	保証債務取崩益	×××
------	-----	----	---------	-----

3. てん末

(1) 回収できた時

現金	×××	//	不渡手形	×××
		//	受取利息	×××

(2) 貸倒れた時

貸倒損失	×××	//	不渡手形	×××
------	-----	----	------	-----

2-3 債権・債務

①【債権・債務】

債権とは、金銭等の支払や物品の引渡等の行為を相手方に請求できる権利である。一方、債務とは、これらを相手方に履行しなければならない義務である。

②【売掛金と買掛金】

1. 売掛金

商品の販売等を行ったときの得意先に対する代金支払請求権は、売掛金勘定を用いて記帳する。

(1) 商品の販売時

売掛金 ××× // 売上 ×××

(2) 代金の受取時

現金預金 ××× // 売掛金 ×××

(3) 債権が貸倒れたとき

貸倒損失 ××× // 売掛金 ×××

2. 買掛金

商品の購入等を行ったときの仕入先に対する代金支払義務は、買掛金勘定を用いて記帳する。

(1) 商品の購入時

仕入 ××× // 買掛金 ×××

(2) 代金の支払時

買掛金 ××× // 現金預金 ×××

③【前払金と前受金】

1. 前払金

商品の購入等に際し、その代金の一部または全部を仕入先に前払いした場合の仕入先に対する債権(商品引渡請求権)は、前払金勘定(または前渡金勘定)で記帳する。

(1) 代金の支払時

前払金 ××× // 現金預金 ×××

(2) 商品の受取時

仕入 ××× // 前払金 ×××
// 買掛金 (残額)

2. 前受金

商品の販売等に際し、その代金の一部または全部を得意先から前受した場合の得意先に対する債務(商品引渡義務)は、前受金勘定で記帳する。

(1) 代金の受取時

現金預金 ××× // 前受金 ×××

(2) 商品の引渡時

前受金 ××× // 売上 ×××
売掛金 (残額) //

④【その他の債権債務】

1. 未収金と未払金

(1) 未収金(商品の売却以外の事由による金銭支払請求権)

①売却時 未収金 ××× // 土地 ×××
// 土地売却益 ×××

②決済時 現金預金 ××× // 未収金 ×××

(2) 未払金(商品の購入以外の事由による金銭支払義務)

①購入時 備品 ××× // 未払金 ×××

②決済時 未払金 ××× // 現金預金 ×××

2. 立替金と預り金

(1) 立替金(給料の前貸等、一時的な金銭の立替)

①立替時 立替金 ××× // 現金預金 ×××

②精算時 給料 ××× // 立替金 ×××
// 現金預金 ×××

(2) 預り金(源泉所得税等、一時的な金銭の預かり)

①預り時 役員報酬 ××× // 預り金 ×××
// 現金預金 ×××

②納付時 預り金 ××× // 現金預金 ×××

3. 仮払金と仮受金

(1) 仮払金(何らかの事由による出金の便宜的な記帳)

①出金時 仮払金 ××× // 現金預金 ×××

②精算時 旅費 ××× // 仮払金 ×××
現金預金 ××× //

(2) 仮受金(何らかの事由による入金金の便宜的な記帳)

①入金時 現金預金 ××× // 仮受金 ×××

②精算時 仮受金 ××× // 売掛金 ×××

4. 貸付金と借入金

(1) 貸付金(金銭の貸付による債権)

①貸付時 貸付金 ××× // 現金預金 ×××

②回収時 現金預金 ××× // 貸付金 ×××

(2) 借入金(金銭の借入による債務)

①借入時 現金預金 ××× // 借入金 ×××

②返済時 借入金 ××× // 現金預金 ×××

2-4 有価証券

①【有価証券の意義と分類】

1. 意義

有価証券とは、金融商品取引法第2条に規定される国・地方債証券、社債券、株式等をいう。
なお、国内CD(譲渡性預金証券)や円貨建BA(銀行引受手形)、金利・通貨ワラントについても有価証券に準じて処理する。

2. 分類

有価証券は、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に従い、保有目的に応じて分類される。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、時価の変動により売却利益等を得ることを目的として保有する有価証券(トレーディング目的の有価証券)をいう。

(2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、満期まで保有する意図をもって取得する社債などの債券をいう。
満期保有目的の債券に分類するには、以下の要件が必要である。

- ① 予め償還日が定められており、かつ、
- ② 債券金額による償還が予定されていること

この満期まで保有する意図は取得時点での判断であり、他の目的で取得した債券を取得後に保有目的を変更し、「満期保有目的の債券」とすることはできない。

(3) 子会社株式

子会社株式とは、以下のいずれかに該当する会社の株式をいう。

- ① 当社が議決権の過半数を所有している会社
- ② 当社が議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ、以下のいずれかである会社
 - ・ 取締役会を支配している会社
 - ・ 契約などにより重要な財務および営業または事業の方針決定を支配している会社

(4) 関連会社株式

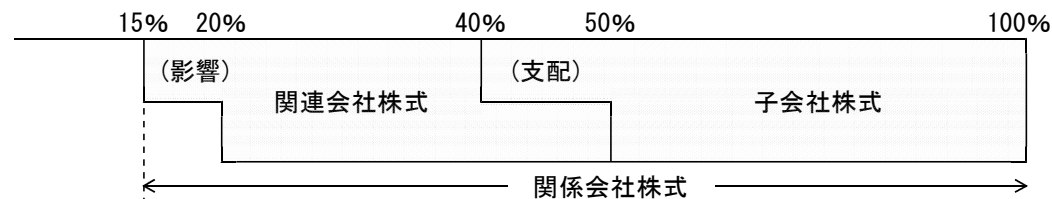
関連会社株式とは、以下のいずれかに該当する会社の株式をいう。

- ① 当社が議決権の20%以上を所有している会社
- ② 当社が議決権の15%以上20%未満を所有し、かつ、以下のいずれかである会社
 - ・ 役員等が代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任している会社
 - ・ 重要な融資を行っている会社

(5) その他有価証券

その他有価証券とは、他の3区分に属する有価証券以外の有価証券(ex. 持合株式等)をいう。

※ 関係会社とは子会社および関連会社の総称であり、子会社株式と関連会社株式を総称して、関係会社株式という。



②【有価証券の取得と売却等】

1. 取得

(1) 購入

	有 価 証 券	× × ×	//	現 金 預 金	× × ×
		↑			
		購入代価+(手数料等の)付随費用			

(2) 贈与

	有 価 証 券	× × ×	//	現 金 預 金	× × ×
		↑			
		時価			

※ 同じ銘柄の株式を追加取得した場合には、総平均法等によって、単価の付替計算を行う。

2. 売却

(1) 総額法

総額法とは、支払手数料を売却損益と相殺しない方法である。

	現 金 預 金	× × ×	//	有 価 証 券	× × ×
				支 払 手 数 料	× × ×
					// 有価証券売却益
					× × ×

(2) 純額法(例外)

純額法とは、支払手数料を売却損益と相殺する方法である。

	現 金 預 金	× × ×	//	有 価 証 券	× × ×
					// 有価証券売却益
					× × ×

3. 株式分割

株式分割とは、株式を細分化して発行株数を増やすことをいう。

- 仕 訳 不 要 -

※ 帳簿価額は変化しないが、保有株式数は増加するため、株式の単価は減額する。

4. 株式併合

株式併合とは、複数の株式を1株に統合して発行株数を減らすことをいう。

- 仕 訳 不 要 -

※ 帳簿価額は変化しないが、保有株式数は減少するため、株式の単価は増額する。

6【有価証券の期末評価】

1. 売買目的有価証券

(1) 期末評価と貸借対照表の表示

時価をもって貸借対照表価額とし、有価証券として表示する。

(2) 評価差額の会計処理

発生した評価差額は当期の損益として認識し、原則として純額を有価証券評価損(または益)とする(切離法と洗替法の選択適用が可)。

①洗替方式

洗替方式とは、期末に時価で評価し、翌期首に前期末の仕訳の振戻処理を行うことにより帳簿価額を取得原価に戻す方法である。

・当期末

有価証券評価損 (営業外費用)	××× // 有価証券	×××
有価証券	×××	×××
	または	
有価証券	×××	×××
	有価証券評価益 (営業外収益)	×××

・翌期首

有価証券	×××	×××
有価証券評価損	×××	×××
	または	
有価証券評価益	×××	×××
	有価証券	×××

②切放方式

切放方式とは、期末に時価で評価し、翌期首は前期末の時価のまま帳簿価額とする方法である。

・当期末

有価証券評価損 (営業外費用)	×××	×××
有価証券	×××	×××
	または	
有価証券	×××	×××
	有価証券評価益 (営業外収益)	×××

・翌期首

— 仕訳不要 —

(3) 勘定科目についての容認

①原則

受取配当金、有価証券利息、有価証券売却損益、有価証券評価損益を区分して表示する。

②有価証券評価損益を有価証券売却損益に含めて表示することができる。

③受取配当金、有価証券利息、有価証券売却損益および有価証券評価損益の各勘定を一括して「有価証券運用損益」として表示することもできる。

原則	受取配当金	有価証券利息	有価証券売却損益	有価証券評価損益
特例1	受取配当金	有価証券利息	有価証券売却損益	有価証券評価損益
			有価証券売却損益	有価証券売却損益
特例2	受取配当金	有価証券利息	有価証券売却損益	有価証券評価損益
			有価証券売却損益 ⇒ 有価証券運用損益	

2. 満期保有目的の債券

(1) 期末評価と貸借対照表の表示

取得原価をもって貸借対照表価額とし、1年基準を適用して投資有価証券または有価証券として表示する。ただし、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法を適用した償却原価をもって貸借対照表価額としなければならない。

(2) 償却原価法

償却原価法とは、取得原価と債券金額との差額を、償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減算する方法であり、利息法と定額法とがある。

①利息法

利息法とは、利息の支払時に、帳簿価額に実効利率を乗じた金額を利息として計上し、これと約定利息との差額を金利調整差額の償却として帳簿価額に加減する方法である。

・利払時

現金預金	×××	// 有価証券利息	×××
投資有価証券	×××	//	
		約定利息 = 額面金額 × 約定利率	
		利息配分額 = 帳簿価額 × 実効利率	

・決算時

— 仕訳不要 —

②定額法

定額法とは、金利調整差額を毎期に均等償却をし、これを帳簿価額に加減する方法である。

・利払時

現金預金	×××	// 有価証券利息	×××
		約定利息 = 額面金額 × 約定利率	

・決算時

投資有価証券	×××	// 有価証券利息	×××
		(額面金額 - 取得原価) × $\frac{\text{当期月数}}{\text{償還月数}}$	

3. 子会社株式および関連会社株式

(1) 期末評価と貸借対照表の表示

取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社株式(または子会社株式、投資有価証券)として表示する。

4. その他有価証券

(1) 期末評価

①時価のあるもの

時価をもって貸借対照表価額とし、1年基準を適用して投資有価証券または有価証券として表示する。取得差額が金利調整差額と認められる債券は、償却原価法を適用して取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正とした上で、償却原価と時価との差額を評価差額とする。

②時価のないもの

取得原価をもって貸借対照表価額とし、1年基準を適用して投資有価証券または有価証券として表示する。

(2) 評価差額の会計処理(税効果会計を適用しないとき)

全部純資産直入法と部分純資産直入法の選択適用が認められている。

①全部純資産直入法

評価差益と評価差損の合計額を純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として表示し、翌期首に洗替処理により取得原価に戻す方法である。

- ・簿価(¥10,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合
 (当期末) 投資有価証券 20,000 // その他有価証券評価差額金 20,000
 (翌期首) その他有価証券評価差額金 20,000 // 投資有価証券 20,000
- ・簿価(¥40,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合
 (当期末) その他有価証券評価差額金 10,000 // 投資有価証券 10,000
 (翌期首) 投資有価証券 10,000 // その他有価証券評価差額金 10,000

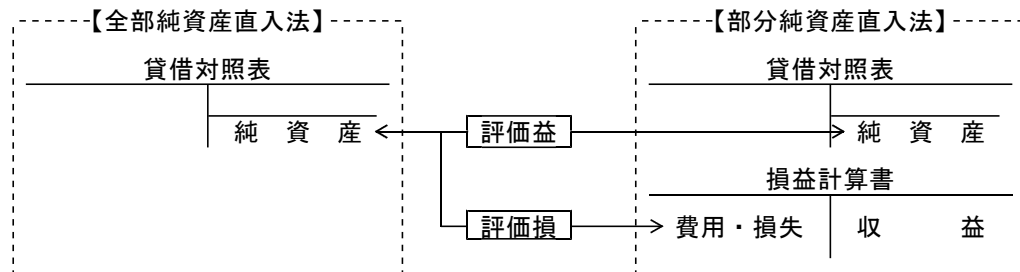
②部分純資産直入法

評価差益である場合には純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として表示するが、評価差損である場合には「投資有価証券評価損」として損失を計上し、翌期首に洗替処理をして取得原価に戻す方法である。

- ・簿価(¥10,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合
 - 全部純資産直入法に同じ -
- ・簿価(¥40,000) ⇒ 時価(¥30,000)の場合
 (当期末) 投資有価証券評価損 10,000 // 投資有価証券 10,000
 (営業外費用)
 (翌期首) 投資有価証券 10,000 // 投資有価証券評価損 10,000

(3) 親会社株式

その他有価証券として取扱うが、親会社株式とし、1年基準を適用して流動資産の部または固定資産の部に表示する。



7【減損処理】

1. 時価のある有価証券(強制評価減)

時価のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならない(切放方式)。

投資有価証券評価損 ××× // 投資有価証券 ×××
(特別損失)

※ 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、減損処理を適用する。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式(実価法)

取得原価を貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない(切放方式)。

子会社株式評価損 ××× // 投資有価証券 ×××
(特別損失)

※ 実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には、減損処理を適用する。

※ 「金融商品に係る会計基準」における分類と期末評価

保有目的		時 価		貸借対照表
		あ り	な し	
売買目的有価証券	株式 債券	時 価 (評価差額は 当期の損益)		有 価 証 券
	関係会社株式	取得原価		
売買目的以外	満期保有目的の債券	①取得原価	②償却原価 (償却額は 有価証券利息)	【1年基準】 投資有価証券 または 有 価 証 券
	その他有価証券	時 価 (①全部純資産直入法 ②部分純資産直入法)	取得原価	

↑
網掛け部分には「減損処理」を適用

決算日の翌日から1年以内に償還する債券は「有価証券」

③【有形固定資産の減価償却】

1. 減価償却

減価償却とは、有形固定資産を使用する各期間にわたり、その取得原価を費用として配分し、帳簿価額を減額してゆくことをいう。

2. 減価償却費の計算方法

(1) 定額法

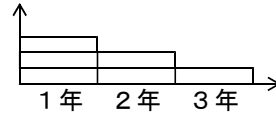
$$\begin{aligned} \text{年間の減価償却費} &= (\text{取得原価} - \text{残存価額}) \times \frac{1}{\text{耐用年数}} \\ &= (\text{取得原価} - \text{残存価額}) \times \text{定額法償却率} \end{aligned}$$

(2) 定率法

$$\begin{aligned} \text{年間の減価償却費} &= (\text{取得原価} - \text{期首減価償却累計額}) \times \left(1 - \sqrt[\text{耐用年数}]{\frac{\text{残存価額}}{\text{取得原価}}} \right) \\ &= (\text{取得原価} - \text{期首減価償却累計額}) \times \text{定率法償却率} \end{aligned}$$

(3) 級数法

$$\text{年間の減価償却費} = (\text{取得原価} - \text{残存価額}) \times \frac{\text{当期項数}}{\text{総項数}}$$



(4) 生産高比例法

$$\text{当期の減価償却費} = (\text{取得原価} - \text{残存価額}) \times \frac{\text{当期利用高}}{\text{予定利用高}}$$

(5) 期中に取得した場合

会計期間の途中で取得した場合には、生産高比例法を除き、月割計算(1月未満切上)を行う。

$$\text{当期の減価償却費} = \text{年間の減価償却費} \times \frac{\text{使用開始日から決算日までの月数}}{12}$$

3. 減価償却費の記帳方法

(1) 間接控除法

減価償却費を固定資産勘定から直接減額せず、減価償却累計額勘定で記帳する方法である。

$$\text{減 価 償 却 費} \quad \times \times \times \quad // \quad \text{減 価 償 却 累 計 額} \quad \times \times \times$$

(2) 直接控除法

減価償却費を固定資産勘定から直接減額する方法である。

$$\text{減 価 償 却 費} \quad \times \times \times \quad // \quad \text{備 品} \quad \times \times \times$$

④【減価償却方法の変更】

1. 定額法から定率法への変更

$$\begin{aligned} \text{変更年度の減価償却費} &= \text{期首簿価} \times \text{残存耐用年数での償却率} \\ &= (\text{取得原価} - \text{減価償却累計額}) \times \text{残存耐用年数での償却率} \\ &\quad \xrightarrow{\text{変更時点での理論上の時価(取得原価)}} \end{aligned}$$

2. 定率法から定額法への変更

$$\begin{aligned} \text{変更年度の減価償却費} &= (\text{期首簿価} - \text{残存価額}) \div \text{残存耐用年数} \\ &= (\text{取得原価} - \text{減価償却累計額} - \text{残存価額}) \div \text{残存耐用年数} \\ &\quad \xrightarrow{\text{変更時点での理論上の時価(取得原価)}} \end{aligned}$$

※ 正当な理由による変更である限り、過年度の減価償却計算は適正であると考えられるので、過年度減価償却費の修正はしない。

⑤【総合償却】

総合償却とは、個々の機械が組み合わさり機能する製造装置等に対し、減価償却も装置全体を1単位として対象とすることである。具体的には、複数の固定資産をグループ化し、各グループごとに耐用年数を求め、一括して減価償却を行う。

(1) 耐用年数の等しい同種の資産を1つのグループとして、減価償却費を計算する。

(2) 耐用年数の異なる複数資産について、平均耐用年数を一括適用して減価償却費を計算する。

$$\text{平均耐用年数} = \frac{\sum \text{各資産の要償却額}}{\sum \text{各資産の毎期の減価償却費}}$$

ex. 機械A 取得原価 200千円 耐用年数 4年
機械B 取得原価 400千円 耐用年数 5年
機械C 取得原価 300千円 耐用年数 6年

①各資産の要償却額の合計額

$$200千円 \times 0.9 + 400千円 \times 0.9 + 300千円 \times 0.9 = 810千円$$

②各資産の毎期の減価償却費の合計額

$$200千円 \times 0.9 \div 4年 + 400千円 \times 0.9 \div 5年 + 300千円 \times 0.9 \div 6年 = 162千円$$

③平均耐用年数

$$\text{①} \div \text{②} = 5年$$

⑥【取替法】

取替法とは、部分的取替に要する費用を収益的支出として処理する方法である。従って、資産の取得原価は当初のまま据え置かれることになる。

$$\text{取 替 費} \quad \times \times \times \quad // \quad \text{現 金 預 金} \quad \times \times \times$$

取替法が適用される資産とは、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産である。

ex. 鉄道のレールや送電線等

7【有形固定資産の売却・買換】

1. 売却

有形固定資産を売却した場合には、期首から売却時点までの減価償却費を控除した帳簿価額と売却代金との差額を、固定資産売却益(または損)勘定で記帳する。

なお、売却に要した費用がある場合には、固定資産売却益から控除(または売却損に加算)する。

減価償却累計額	××× // 車	両	×××
減価償却費	××× // 固定資産売却益		×××
未収金	××× //		

2. 買換

買換とは、過去に使用していた固定資産を下取に出して新しい固定資産を購入することであり、会計上は、旧資産の売却と新資産の購入を同時に行う取引と考える。

(1) 値引を把握しない場合

① 下取額で売却

減価償却累計額	2,500 // 車	両	3,000
減価償却費	100 // 車両売却益		100
(現金)	500 // ← 相殺		

② 新車の購入

車	両	4,500 // (現金)	500
		// 現金預金	4,000

↓

減価償却累計額	2,500 // 車	両	3,000
減価償却費	100 // 車両売却益		100
車	両	4,500 // 現金預金	4,000

(2) 値引を把握する場合

① 時価で売却

減価償却累計額	2,500 // 車	両	3,000
減価償却費	100 //		
車両売却損	100 //		
(現金)	300 // ← 相殺		

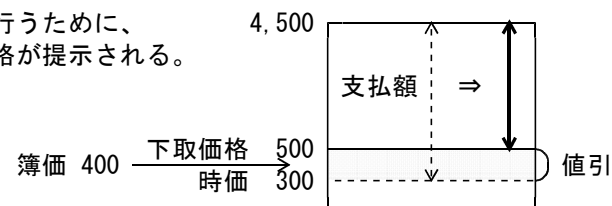
② 新車の購入

車	両	4,300 // (現金)	300
		// 現金預金	4,000

↓

減価償却累計額	2,500 // 車	両	3,000
減価償却費	100 // 現金預金		4,000
車両売却損	100 //		
車	両	4,300 //	

※ 値引を表示せずに実質的な値引を行うために、時価より高額な下取価格が提示される。



8【有形固定資産の除却・廃棄・損失】

1. 除却

除却とは、有形固定資産の機能的減価等により、事業の用途から取りはずすことをいう。解体費用等の除却に要した費用は、除却損に加算する。

(1) 備品の除却(期首に除却)

減価償却累計額	××× // 備品	×××
貯蔵品	××× // 現金預金	×××
備品除却損	××× //	

(2) 除却した備品の売却

現金預金	××× // 貯蔵品	×××
貯蔵品売却損	××× //	

2. 廃棄

廃棄とは、有形固定資産が破損により使用できなくなった等により、その耐用年数が到来する前に処分することをいう。撤去費用等の廃棄に要した費用も、廃棄損に加算する。

減価償却累計額	××× // 備品	×××
備品廃棄損	××× // 現金預金	×××

3. 損失

(1) 保険を付していない場合

火災等により建物や商品が焼失した場合には、消失時の帳簿価額でもって損失を記帳する。

① 建物が消失した場合

減価償却累計額	××× // 建物	×××
火災損失	××× //	

② 商品

火災損失	××× // 仕入	×××
------	-----------	-----

(2) 保険を付している場合

火災等により焼失した資産の保険金額が未確定の場合には、一時的に未決算勘定で記帳しておき、後日その内容が確定した時点で正しい勘定に振替える。

① 火災消失時

・建物	減価償却累計額	××× // 建物	×××
	保険未決算	××× //	
・商品	保険未決算	××× // 仕入	×××

② 保険支払額が確定したとき

・支払額の方が多	未収金	××× // 保険未決算	×××
		// 保険差益	×××
・支払額の方が少	未収金	××× // 保険未決算	×××
	火災損失	××× //	

9【有形固定資産の改良と修繕】

1. 資本的支出と収益的支出

(1) 資本的支出

その支出により耐用年数が延長した場合や価値が増加した場合には、その支出は資本的支出とされ、固定資産の取得原価に加算する。

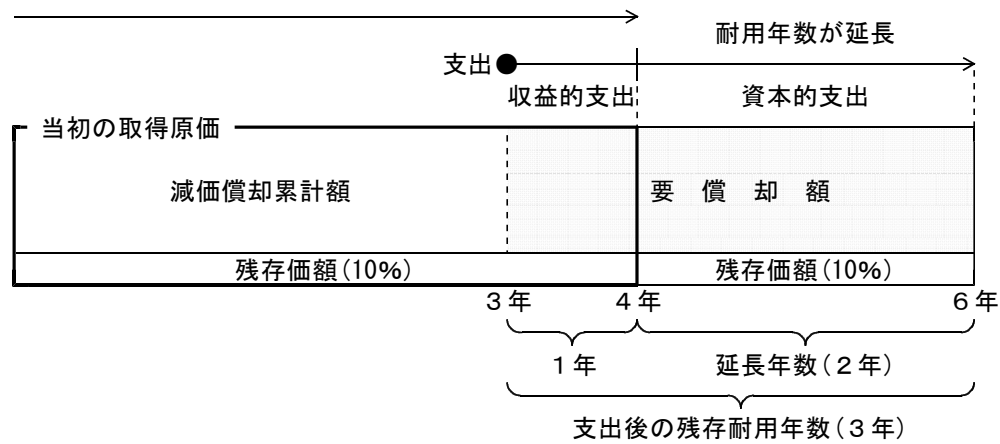
(2) 収益的支出

現状の機能を維持するための支出は収益的支出とされ、当期の費用(修繕費)として処理する。

2. 資本的支出と収益的支出が同時に行われた場合

資本的支出の額と収益的支出の額を区分計算する。

$$\begin{aligned} \text{支出した額} & \begin{cases} \text{資本的支出} = \text{支出した額} \times \frac{\text{延長年数}}{\text{支出後の残存耐用年数}} \Rightarrow \text{減価償却} \\ \text{収益的支出} = \text{支出した額} - \text{資本的支出(上の金額)} \Rightarrow \text{費用処理} \end{cases} \end{aligned}$$



3. 資本的支出後の減価償却計算

(1) 耐用年数が延長した場合

支出後の「残存耐用年数」により、減価償却費の計算をする

① 定額法によるとき

$$\begin{aligned} \text{支出後の} & = \text{当初の要償却額} \div \text{延長後の残存耐用年数} \\ \text{減価償却費} & + (\text{資本的支出分} - \text{残存価額}) \div \text{延長後の残存耐用年数} \end{aligned}$$

② 定率法によるとき

$$\begin{aligned} \text{支出後の} & = \text{既存の簿価} \times \text{延長後の残存耐用年数での償却率} \\ \text{減価償却費} & + \text{資本的支出額} \times \text{延長後の残存耐用年数での償却率} \end{aligned}$$

(2) 耐用年数が延長しない場合(⇒支出額の全額が収益的支出)

当初の耐用年数で減価償却費の計算をする。

ex. 耐震検査費用等

10【圧縮記帳】

1. 意義

圧縮記帳とは、国庫補助金等を收受して取得した固定資産について、租税政策的見地から課税を繰延べるために、その取得原価の一定額を減額(圧縮)することをいう。

ex. 国庫補助金等の収入、保険差益相当額、その他税法で認められたもの

2. 会計処理(税効果会計の適用なし)

(1) 補助金の收受と機械の購入

現金預金	1,000	//	国庫補助金収入	1,000
機械	3,000	//	現金預金	3,000

(2) 圧縮記帳を行わない場合

減価償却費	600	//	減価償却累計額	600
※ 残存価格は0、耐用年数は5年 ⇒ 3,000 ÷ 5年 = 600				

(3) 圧縮記帳を直接減額方式で行う場合

① 国庫補助金と同額の圧縮損を計上

機械圧縮損	1,000	//	機械	1,000
-------	-------	----	----	-------

② 減価償却

減価償却費	400	//	減価償却累計額	400
※ 残存価格は0、耐用年数は5年 ⇒ 2,000 ÷ 5年 = 400				

※ 毎年の減価償却費の差額の合計額 = (600 - 400) × 5年 = 1,000 = 圧縮額
⇒ 毎年の減価償却費の差額の合計額と圧縮損は同額(課税の繰延べ効果)

(4) 圧縮記帳を間接減額方式で行う場合

① 国庫補助金と同額の圧縮損を計上

機械圧縮損	1,000	//	機械圧縮額	1,000
-------	-------	----	-------	-------

② 減価償却(圧縮後の金額を用いて計算)

減価償却費	400	//	減価償却累計額	400
※ 残存価格は0、耐用年数は5年 ⇒ (3,000 - 1,000) ÷ 5年 = 400				

(5) 圧縮記帳を積立金方式で行う場合

① 国庫補助金と同額の積立金を計上

繰越利益剰余金	1,000	//	圧縮積立金	1,000
---------	-------	----	-------	-------

② 減価償却

減価償却費	600	//	減価償却累計額	600
圧縮積立金	200	//	繰越利益剰余金	200

※ 残存価格は0、耐用年数は5年 ⇒ 3,000 ÷ 5年 = 600

※ 税額の計算課程において、積立金額全額の減算と耐用年数に応じた加算調整が行われる。
⇒ 課税の繰延べ効果

※ 資産評価とその費用化に影響を与えないので、好ましい処理とされる。

2-6 無形固定資産

1【無形固定資産】

1. 意義

無形固定資産とは、企業の営業活動に供用される固定資産であり、具体的な存在形態を有しないものをいう。無形固定資産は、法律上の権利(およびこれに準ずるもの)、のれん、ソフトウェアに大別される。

2. 無形固定資産の種類

(1) 法律上の権利(およびこれに準ずるもの)

法律上の権利等には、工業所有権(特許権や実用新案権など)、鉱業権、漁業権、借地権等のほか、電話加入権などが該当する。

(2) のれん(Goodwill)

のれんとは、経済上の優位性を表す資産であり投資額と受入純財産との差額で計算される。のれんは企業結合の場合にのみ、その計上が認められている。

(諸 資 産) × × × // (諸 負 債) × × ×
 :
 の れ ん × × × // 現 金 預 金 × × ×

(3) ソフトウェア(Software)

ソフトウェアとは、コンピュータを機能させる記述(プログラム)等をいう。

3. 無形固定資産の取得原価

無形固定資産の取得原価は、購入代価に付随費用を加算した金額(取得に要した支出額)とする。

特 許 権 × × × // 現 金 預 金 × × ×
 借 地 権 × × × // 現 金 預 金 × × ×

4. 無形固定資産(除く、ソフトウェア)の償却

(1) 償却期間および償却方法

		償 却 期 間	償 却 方 法	計上区分
法 律 上 の 権 利	特 許 権	8 年	通常は定額法 残存価額は0 直接控除法	売上原価・ 販売管理費
	実用新案権	5 年		
	商 標 権	10年		
	意 匠 権	7 年		
	鉱 業 権	個々の資産に応じて決定		
	借 地 権	通常は償却しない		
電 話 加 入 権		通常は償却しない		
の れ ん		効果の及ぶ期間(20年以内)		

※ 借地権および電話加入権は、減価しないと考えられるため、通常は減価償却しない。

(2) 記帳方法

〇 〇 〇 償 却 × × × // 〇 〇 〇 × × ×
 ex. 特 許 権 償 却 × × × // 特 許 権 × × ×

2【ソフトウェア】

1. 支出時の会計処理

(1) 自社利用のソフトウェア

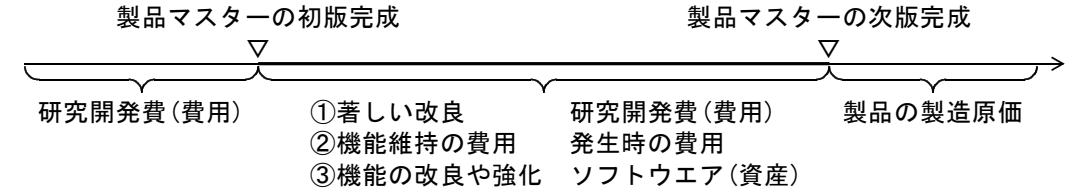
① 将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められるとき
 その取得に要した支出額を取得原価とする無形固定資産として記帳する。

ソフトウェア × × × // 現 金 預 金 × × ×

② 不確実または不明のとき

データの移行費用、導入研修費は、支出時の費用として記帳する。

(2) 市場販売目的のソフトウェア



(3) 受注制作のソフトウェア

工事契約の会計処理に準じて処理する。

2. 減価償却

(1) 自社利用のソフトウェア

原則として、5年以内の年数で、定額法により償却する。

$$\text{未償却残高} \times \frac{\text{当期の期間(月数)}}{\text{見直し後の当期を含む残存利用期間(月数)}} = \times \times \times$$

(2) 市場販売目的のソフトウェア

原則として、3年以内の年数で、每期均等額以上を償却する。

① 見込販売収益に基づく方法

$$\text{未償却残高} \times \frac{\text{当期の実績販売収益}}{\text{当期首における見込販売収益}} = \times \times \times$$

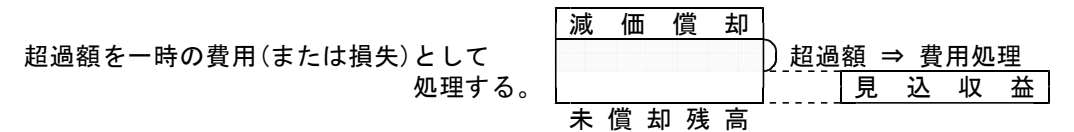
$$\text{未償却残高} / \text{残存有効期間} = \times \times \times$$

② 見込販売数量に基づく方法

$$\text{未償却残高} \times \frac{\text{当期の実績販売数量}}{\text{当期首における見込販売数量}} = \times \times \times$$

$$\text{未償却残高} / \text{残存有効期間} = \times \times \times$$

③ 通常の償却実施後の未償却残高が見込販売収益を上回る場合



$$\text{減価償却費} = \text{通常の減価償却費} + (\text{未償却残高} - \text{翌期以降の見込収益})$$

(3) 記帳方法

減 価 償 却 費 × × × // ソフトウェア × × ×

2-7 繰延資産

1 【繰延資産】

1. 意義

繰延資産とは、すでに代価の支払が完了し、または支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたが、その効果は将来にわたって発現すると期待される費用について、効果の発現が期待される期間にわたって費用として配分するため、経過的に貸借対照表に計上した擬制資産である。繰延資産の本質は費用であり、換金性がないので、5項目に限定して認められている。

2. 繰延資産の種類

(1) 創立費

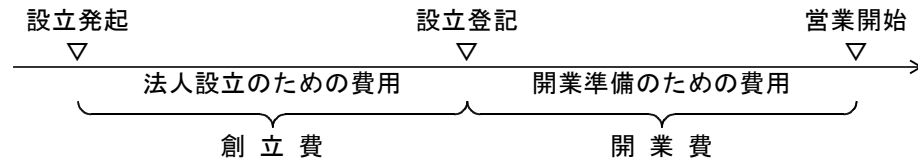
創立費とは、法人の法律上の成立である設立登記までに要した設立関連費用をいう。

ex. 定款や諸規則作成のための費用、株式募集その他のための費用、創立事務所の賃借料等、設立事務に要した使用人給与、金融機関等の取扱手数料、発起人報酬や設立登記の登録免許税、司法書士報酬等

(2) 開業費

開業費とは、法人設立後から営業開始までの期間に要した開業準備費用をいう。

ex. 営業免許の取得や広告宣伝、使用人の給与、開業までの期間の家賃や水道光熱費等



(3) 開発費

開発費とは、新技術や新経営組織の採用、資源の開発、新市場の開拓等のために特別に要した費用、生産能率の向上や生産計画の変更等により設備の大規模な配置替えを行った場合等の費用をいう。

(4) 株式交付費

株式交付費とは、会社設立後、新たに株式を発行(自己株式の処分を含む)するために直接要した費用をいう。

ex. 株式募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、変更登記の登録免許税等

※ 「その効果が将来にわたって発現する」が要件であるため、企業規模の拡大のための資金調達等に関する費用が前提である。

⇒ 株式の分割や無償割当に関する費用を繰延資産として計上することはできない。

⇒ 支出時に営業外費用(販売費および一般管理費も容認)とする。

(5) 社債発行費等

社債発行費等とは、社債を発行するために直接要した費用の他、新株予約権の発行に要した費用のうち資金調達などの財務活動に関するものを含む。

ex. 社債募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、社債の登記の登録免許税等

3. 会計処理

(1) 原則

支出時に費用として処理する。

(2) 繰延資産として資産計上

繰延資産として資産計上することも容認される。この場合、毎期の償却が必要であるほか、支出の効果が期待されなくなったときには、未償却残高を一時に償却しなければならない。

4. 繰延資産の取得原価

繰延資産の取得原価は、その各々に直接要した費用の額である。

開 発 費 × × × // 現 金 預 金 × × ×

5. 繰延資産の償却

(1) 償却期間および償却方法

	償 却 期 間	償 却 方 法	計上区分
創 立 費	会社成立後5年以内	定額法(月割) 残存価額は0 (直接控除法)	営業外費用
開 業 費	営業開始後5年以内		営業外費用 (販売管理費)
開 発 費	開発終了後5年以内		売上原価・ 販売管理費
株式交付費	新株発行後3年以内		営業外費用
社債発行費等	新株予約権発行後3年以内 社債の償還期間		

残存価額を0とした利息法(継続適用を要件に、定額法)

(2) 会計処理

○ ○ ○ 償 却 × × × // ○ ○ ○ × × ×

ex.

創 立 費 償 却 × × × // 創 立 費 × × ×
開 発 費 償 却 × × × // 開 発 費 × × ×

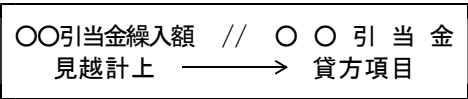
2-8 引当金

1 【引当金】

1. 意義

引当金とは、以下の4要件のすべてが該当する場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失としてあらかじめ見越計上したときの貸方項目をいう。

- ①将来の特定の費用または損失である
- ②その発生が当期以前の事象に起因している
- ③その発生の可能性が高い
- ④その金額を合理的に見積もることができる



2. 引当金の種類

(1) 評価性引当金

評価性引当金とは、将来の現金支出を伴わない、資産の評価額を減額する引当金である。

- ①貸倒引当金(金銭債権の回収不能額の見積計上額)

(2) 負債性引当金

負債性引当金とは、将来の現金支出に対応する引当金であり、債務性の観点から、債務たる引当金と債務でない引当金に細分される。

- ①売上割戻引当金(リベート契約の割戻額のうち、当期帰属分の見積計上額)
- ②返品調整引当金(無条件返品特約による売上利益の減少のうち、当期帰属分の見積計上額)
- ③製品保証引当金(販売後一定期間無償で補修する定めがある場合の、その費用の見積額)
- ④工事補償引当金(請負工事につき瑕疵修補責任がある場合の、その費用の見積額)
- ⑤修繕引当金(通常の修繕に係る費用のうち、当期使用に係る部分の見積計上額)
- ⑥賞与引当金(翌期に支給する賞与のうち、当期帰属分の見積計上額)
- ⑦退職給付引当金(退職給付債務に対して、当期以前の期間に費用とした金額) 等々

2 【引当金の会計処理】

1. 貸倒引当金

(1) 決算時

①洗替法

貸倒引当金	××× //	貸倒引当金戻入	×××
貸倒引当金繰入額	××× //	貸倒引当金	×××

②差額補充法

貸倒引当金繰入額	××× //	貸倒引当金	×××
		または	
貸倒引当金	××× //	貸倒引当金戻入	×××

(2) 回収可能性がほぼ0と判断された債権

①過年度に発生した債権

貸倒引当金	××× //	売掛金	×××
(超過した場合 貸倒損失)	××× //		

②当期に発生した債権

貸倒損失	××× //	売掛金	×××
------	--------	-----	-----

(3) 貸倒処理した債権を回収したした場合

①過年度に貸倒処理した債権

現金預金	××× //	償却債権取立益	×××
------	--------	---------	-----

②当期に貸倒処理した債権

現金預金	××× //	貸倒引当金	×××
(超過していた場合)		// 貸倒損失	×××

2. 修繕引当金

(1) 決算時

修繕引当金繰入額	××× //	修繕引当金	×××
----------	--------	-------	-----

(2) 修繕時

(超過した場合 修繕引当金)	××× //	現金預金	×××
修繕費	××× //		

3. 売上割戻引当金

(1) 決算時

売上割戻引当金繰入額	××× //	売上割戻引当金	×××
売上	××× //	売上割戻引当金繰入額	×××

※ 売上割戻引当金繰入額は、当期の売上高から控除する。

(2) 売上割戻時

(当期売上分 売上割戻引当金)	××× //	売掛金	×××
売上	××× //		

4. 返品調整引当金

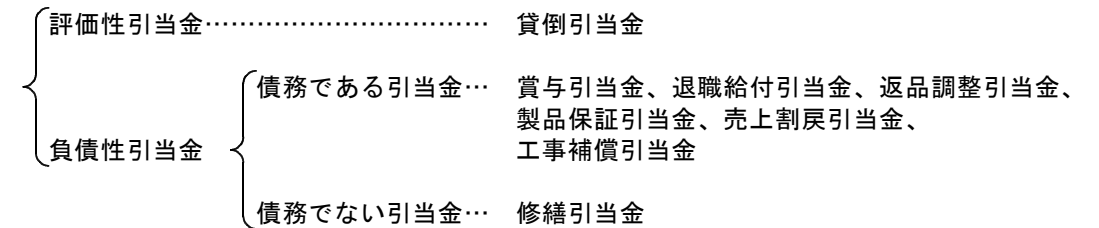
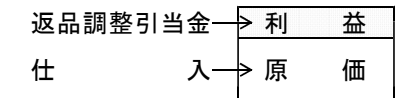
(1) 決算時

返品調整引当金	××× //	返品調整引当金戻入益	×××
返品調整引当金繰入額	××× //	返品調整引当金	×××

※ 返品調整引当金は、必ず、洗替法により計上する。

(2) 返品発生時

(当期売上分 返品調整引当金)	××× //	売掛金	×××
仕入	××× //		
売上	××× //		



※ 退職給付引当金退職給付会計として別掲。

③【債権の区分と貸倒見積高の算定】

1. 債権の区分と貸倒見積高の算定

区 分	内 容	貸倒見積高の算定
一 般 債 権	経営状態に重大な問題が生じていない者に対する債権	貸倒実績率法
貸倒懸念債権	経営破綻状態ではないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、または生じる可能性の高い者に対する債権	財務内容評価法 または キャッシュ・ フロー見積法
破産更生債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている者に対する債権	財務内容評価法

2. 貸倒実績率法

貸倒実績率法とは、債権の全体または同種・同類の債権ごとにグルーピングをした上、過去の貸倒実績率等を乗じて貸倒見積高を算定する方法である。

(1) 貸倒損失になった債権の発生年度を区別する方法

貸倒実績率 =

$$\left[\begin{array}{l} (n) \text{ 期末の債権額に対する } (n+1) \text{ 期以後の} \\ \quad (n) \text{ 期発生債権の貸倒損失合計の発生率} \\ + (n+1) \text{ 期末の債権額に対する } (n+2) \text{ 期以後の} \\ \quad (n+1) \text{ 期発生債権の貸倒損失合計の発生率} \\ + (n+2) \text{ 期末の債権額に対する } (n+3) \text{ 期以後の} \\ \quad (n+2) \text{ 期発生債権の貸倒損失合計の発生率} \end{array} \right] \div 3$$

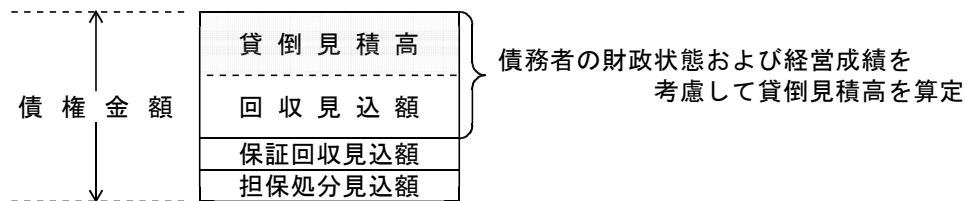
(2) 貸倒損失になった債権の発生年度を区別しない方法

貸倒実績率 =

$$\left[\begin{array}{l} (n) \text{ 期末の債権額に対する } (n+1) \text{ 期以後の貸倒損失合計の発生率} \\ + (n+1) \text{ 期末の債権額に対する } (n+2) \text{ 期以後の貸倒損失合計の発生率} \\ + (n+2) \text{ 期末の債権額に対する } (n+3) \text{ 期以後の貸倒損失合計の発生率} \end{array} \right] \div 3$$

3. 財務内容評価法

財務内容評価法とは、債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額に対して債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法である。



(1) 貸倒懸念債権

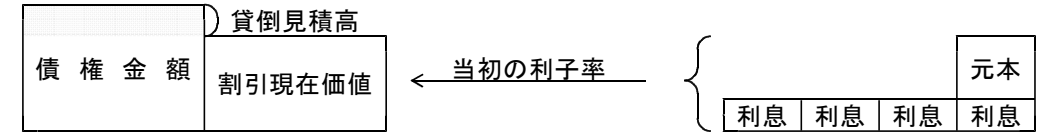
債権額から担保等で保全されている額を控除した残額のうち、一定額を貸倒見積高とする。

(2) 破産更生債権等

債権額から担保等で保全されている額を控除した残額の全額を貸倒見積高とする。

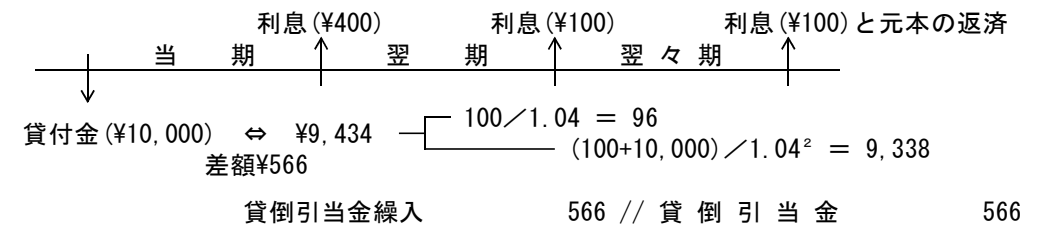
4. キャッシュ・フロー見積法

キャッシュ・フロー見積法とは、キャッシュ・インフロー(元本回収と利息の受領)の合理的な見積ができる債権について、当初の約定利子率を割引率として割引計算した、当期末時点の総額の価値と、債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法である。



ex. 当期首に、¥10,000を毎期末に年利4%の利息支払、翌々期末に一括返済の約定で貸付。当期末に、財政状況悪化のため年利1%の減免要請を受け受諾した。

(1) 当 期 末



(2) 翌 期 末

割引現在価値の増加分に応じて貸倒引当金を減額し、減額分を受取利息に含めて処理する。ただし、貸倒引当金戻入として処理することもできる。

現金預金	100 // 受取利息	377
貸倒引当金	277 // 9,434 × 4%	↑
または		
現金預金	100 // 受取利息	100
貸倒引当金	277 // 貸倒引当金戻入	277

※ 債権の取得価額である「当初のキャッシュ・フローからの減損額」の算定が目的であるため、当初の約定利子率を使用して再計算する(債権を時価で再評価することではない)。

2-9 社 債

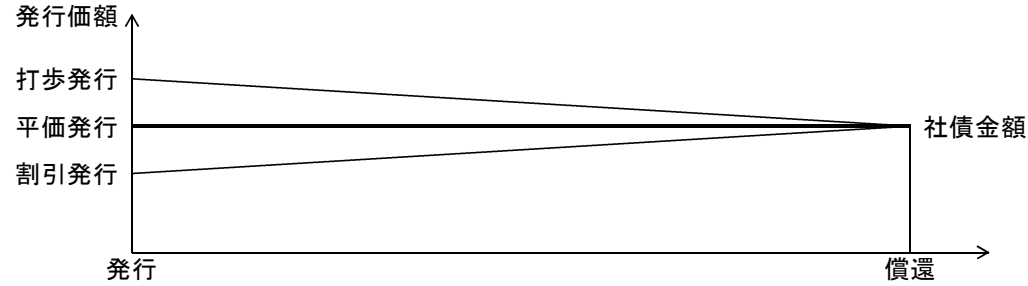
1【社 債】

1. 意 義

社債とは、会社が主に長期の資金調達を目的で発行する債券であり、一定の利息の支払と償還期限での元本の償還(返済)が約定されている有価証券である。

2. 社債の発行形態

社債の満期時に償還される金額(額面金額)を社債金額、発行時の引受価額を発行価額という。社債の発行価額は自由に選択することができるため、以下の発行形態が存在する。



3. 償却原価法

償却原価法とは、社債の発行価額と社債金額との差額を、社債の償還期に至るまで每期一定の方法で加減算する方法である(加減算した金額は、社債利息に含めて表示する)。

社債金額よりも低い価額(または高い価額)で社債を発行した場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。

4. 社債の償還方法

社債の償還方法は、予定された日に償還する定時償還と、随時社債市場から買入れて償還する買入償還とがある。

さらに、各々について社債金額の全額を対象とするか一部分を対象とするかで細分される。

	全額を償還	一部分を償還
定 時 償 還	満 期 償 還	定 時 割 割 償 還
買 入 償 還	臨 時 買 入 償 還	繰 上 償 還

5. 会計処理

(1) 発行時

社債は発行価額をもって貸借対照表価額とする。

現金預金	×××	//	社 債	×××
社債発行費	×××	//	現金預金	×××

(2) 償還時

① 定時償還

社債は社債金額でもって償還される。

社 債	×××	//	現金預金	×××
-----	-----	----	------	-----

② 買入償還

社債は買入価格でもって償還されるので、償還差損益が発生する。

社 債	×××	//	現金預金	×××
		//	社債償還損益	×××

2【割引発行時の償却原価法】

1. 償却原価法の種類

償却原価法は、原則として利息法によるが、継続適用を要件に定額法の採用も認められている。

2. 定額法による場合

定額法とは、社債の発行期間中、社債金額に対して毎月同額となるように、社債の発行差額を配分する方法である。

(1) 利 払 時

社 債 利 息	×××	//	現金預金	×××
---------	-----	----	------	-----

(2) 決 算 時

① 社債発行費の償却

社債発行費償却	×××	//	社債発行費	×××
---------	-----	----	-------	-----

② 社債利息の見越計上

社 債 利 息	×××	//	未払社債利息	×××
---------	-----	----	--------	-----

③ 償 却

社 債 利 息	×××	//	社 債	×××
		//	(社債金額 - 発行価額) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{社債の償還月数}}$	↑

(3) 翌期首の再振替仕訳

未払社債利息	×××	//	社 債 利 息	×××
--------	-----	----	---------	-----

3. 利息法による場合

利息法とは、社債の約定利息と発行差額の合計額が、社債の帳簿価額の一定率(実効利率)となるように、複利でもって発行差額を各期に配分する方法である。

$$\text{利息配分額} (= \text{帳簿価額} \times \text{実効利率}) = \text{償却額} + \text{約定利息}$$

(1) 利 払 時

社 債 利 息	$\frac{\times\times\times}{\text{社債の帳簿価額} \times \text{実効利率}}$	//	現金預金	×××
	↑	//	社 債	×××

(2) 決 算 時

① 社債発行費の償却

— 定額法に同じ —

② 社債利息の見越計上

社 債 利 息	$\frac{\times\times\times}{\text{社債の帳簿価額} \times \text{実効利率}}$	//	未払社債利息	×××
	↑			

(3) 翌期首の再振替仕訳

未払社債利息	×××	//	社 債 利 息	×××
--------	-----	----	---------	-----

社債利息(定額法)	
当座預金	30,000
当座預金	30,000
未払社債利息	15,000
社 債	900
未払社債利息	15,000
当期費用	⇒ 60,900

社債利息(利息法)	
諸 口	30,450
諸 口	30,500
未払社債利息	15,300
未払社債利息	15,200
当期費用	⇒ 61,050

③【満期償還】

1. 利息法による場合

年月日	利息配分額	利息支払額	償却額	帳簿価額
×1年1月1日	—	—	—	48,000
3月31日	495	(250)	245	48,245
4月1日	▲250	(▲250)	—	48,245
12月31日	1,735	1,000	735	48,980
×2年3月31日	505	(250)	255	49,235
4月1日	▲250	(▲250)	—	49,235
12月31日	1,765	1,000	765	50,000
合計	4,000	2,000	2,000	—

※ 実効利率：4.125%、約定利率：2%

(1) 発行時(×1年1月1日)

現金預金 48,000 // 社債 48,000

(2) 決算時(×1年3月31日)

社債利息 495 // 社債 245
// 未払費用 250

(3) 期首日(×1年4月1日)

未払費用 250 // 社債利息 250

(4) 利払時(×1年12月31日)

社債利息 1,735 // 社債 735
// 現金預金 1,000

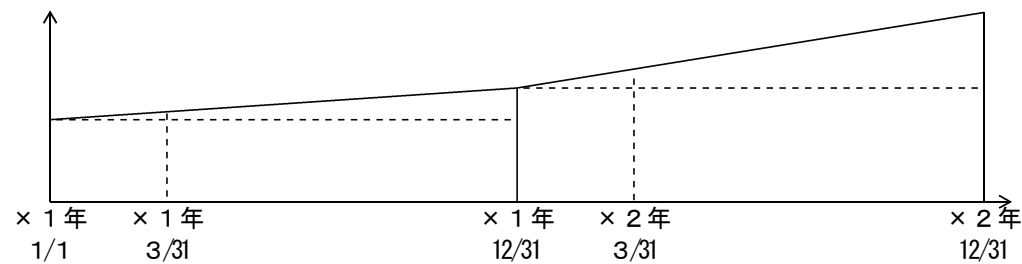
(5) 決算時(×2年3月31日)

社債利息 505 // 社債 255
// 未払費用 250

(6) 期首日(×2年4月1日)

未払費用 250 // 社債利息 250

(7) 償還時(×2年12月31日)

社債利息 1,765 // 社債 765
// 現金預金 1,000
社債 50,000 // 現金預金 50,000

2. 定額法による場合

年月日	利息配分額	利息支払額	償却額	帳簿価額
×1年1月1日	—	—	—	48,000
3月31日	500	(250)	250	48,250
4月1日	▲250	(▲250)	—	48,250
12月31日	1,000	1,000	—	48,250
×2年3月31日	1,250	(250)	1,000	49,250
4月1日	▲250	(▲250)	—	49,250
12月31日	1,750	1,000	750	50,000
合計	4,000	2,000	2,000	—

※ 約定利率：2%

(1) 発行時(×1年1月1日)

現金預金 48,000 // 社債 48,000

(2) 決算時(×1年3月31日)

社債利息 500 // 社債 250
// 未払費用 250

(3) 期首日(×1年4月1日)

未払費用 250 // 社債利息 250

(4) 利払時(×1年12月31日)

社債利息 1,000 // 現金預金 1,000

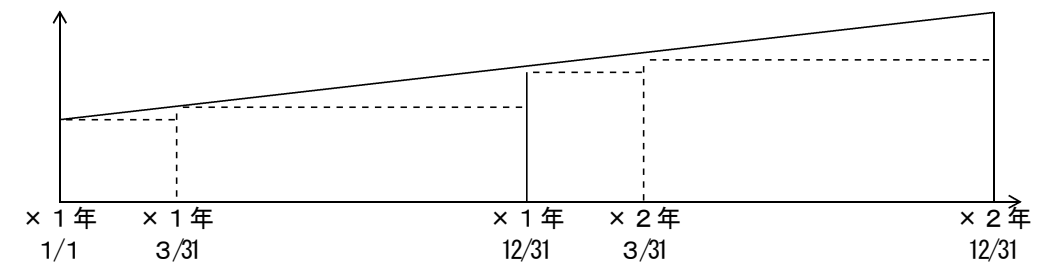
(5) 決算時(×2年3月31日)

社債利息 1,250 // 社債 1,000
// 未払費用 250

(6) 期首日(×2年4月1日)

未払費用 250 // 社債利息 250

(7) 償還時(×2年12月31日)

社債利息 1,750 // 現金預金 1,000
// 社債 750
社債 50,000 // 現金預金 50,000

4 【定時分割償還】

1. 利息法による場合

ex. 期首に社債 ¥1,500 (償還期間4年) を ¥1,446 で発行。1年据置後、毎期末に ¥500 を利息(約定利子率は2.0%) とともに償還(実効利子率は3.3%)。

(1) 発行時

現金預金	1,446 //	社債	1,446
------	----------	----	-------

(2) 期末(1年目)

社債利息	$\frac{48}{1,446 \times 3.3\%}$ //	社債	18
		現金預金	30

(3) 期末(2年目)

社債利息	$\frac{48}{\sqrt{(1,446+18) \times 3.3\%}}$ //	社債	18
		現金預金	30
社債	500 //	現金預金	500

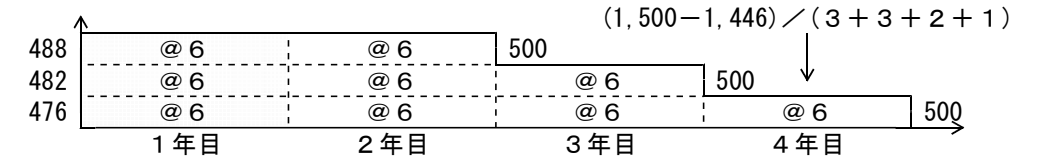
(4) 期末(3年目)

社債利息	$\frac{32}{\sqrt{(1,482-500) \times 3.3\%}}$ //	社債	12
		現金預金	20
社債	500 //	現金預金	500

(5) 期末(4年目)

社債利息	$\frac{16}{\sqrt{(982+12-500) \times 3.3\%}}$ //	社債	6
		現金預金	10
社債	500 //	現金預金	500

2. 定額法による場合



(1) 期末(1年目)

社債利息	$\frac{48}{1,500 \times 2.0\% + @6 \times 3}$ //	社債	18
		現金預金	30

(2) 期末(2年目)

社債利息	$\frac{48}{\sqrt{1,500 \times 2.0\% + @6 \times 3}}$ //	社債	18
		現金預金	30
社債	500 //	現金預金	500

(3) 期末(3年目)

社債利息	$\frac{32}{\sqrt{1,000 \times 2.0\% + @6 \times 2}}$ //	社債	12
		現金預金	20
社債	500 //	現金預金	500

(4) 期末(4年目)

社債利息	$\frac{16}{\sqrt{500 \times 2.0\% + @6 \times 1}}$ //	社債	6
		現金預金	10
社債	500 //	現金預金	500

2-10 租 税

1 【租税の種類】

利益処分性の税金	…	法人税、住民税、事業税
	…	消費税(含む、地方消費税)
費用性の税金	税負担の転稼の意図あり	… 消費税(含む、地方消費税)
	税負担の転稼の意図なし	… 固定資産税、(軽)自動車税 印紙税、事業税(外形標準課税)等
資産の付随費用となる税金	…	不動産取得税、登録免許税、 関税等

2 【法人税、住民税、事業税】

1. 事業税

事業税は法人の所得に対する課税であるが、資本金の額が1億円超の法人は、資本金の金額や付加価値(給与、賃料等)といった外形標準に対しても課税される。

	資本金1億円以下	資本金1億円超	
所得割	○	○	⇒ 法人税等
資本割、付加価値割	—	○	⇒ 租税公課

2. 会計処理

(1) 中間申告

仮払法人税等 (外形標準) 租 税 公 課	4,500,000 // 現金預金 500,000 //	5,000,000
--------------------------	---------------------------------	-----------

(2) 決算時

法人税等 (外形標準) 租 税 公 課	8,000,000 // 仮払法人税等 500,000 //	4,500,000 4,000,000
------------------------	-----------------------------------	------------------------

(3) 法人税等の納付

未払法人税等	4,000,000 // 現金預金	4,000,000
--------	-------------------	-----------

(4) 法人税等の追徴や還付

①追徴税額の納付

法人税等追徴税額	500,000 // 現金預金	500,000
----------	-----------------	---------

②還付税額の受取

現金預金	400,000 // 法人税等還付税額	400,000
------	---------------------	---------

3 【費用性の税金】

1. 固定資産税、(軽)自動車税

(1) 納税通知を受けたとき

租 税 公 課	××× // 未 払 金	×××
---------	--------------	-----

(2) 納付時

未 払 金	××× // 現金預金	×××
-------	-------------	-----

2. 印紙税

(1) 印紙の購入

貯 蔵 品	××× // 現金預金	×××
-------	-------------	-----

(2) 印紙の貼付

租 税 公 課	××× // 貯 蔵 品	×××
---------	--------------	-----

4 【消費 税】

1. 会計処理の方式

消費税の会計処理の方式には税抜方式と税込方式とがあり、税抜方式が理論的であるとされている。なお、いずれの方式であっても、計算される消費税の金額は同じである。

(1) 税抜方式

①仕 入

仕 入	40,000 // 現金預金	42,000
仮払消費税	2,000 //	

②売 上

売 掛 金	105,000 // 売 上	100,000
	// 仮受消費税	5,000

③中間納付

仮払消費税	1,000 // 現金預金	1,000
-------	---------------	-------

④掛売上の貸倒

貸倒引当金	10,000 // 売 掛 金	21,000
貸倒損失	10,000 //	
仮受消費税	1,000 //	

⑤決 算 時

仮受消費税	4,000 // 仮払消費税	3,000
	// 未払消費税	1,000

⑥確定税額の納付

未払消費税	1,000 // 現金預金	1,000
-------	---------------	-------

※ 端数処理の関係で、通常、仮受消費税の金額と、仮払消費税の金額と未払消費税の金額の合計額とで差額が生じる。この差額を消費税差額といい、雑収入または雑損失で処理する。

ex.	仮受消費税	4,000 // 仮払消費税	2,997
		// 未払消費税	1,000
		// 雑 収 入	3

(2) 税込方式

①仕 入

仕 入	42,000 // 現金預金	42,000
-----	----------------	--------

②売 上

売 掛 金	105,000 // 売 上	105,000
-------	----------------	---------

③中間納付

租 税 公 課	1,000 // 現金預金	1,000
---------	---------------	-------

④掛売上の貸倒

貸倒引当金	10,500 // 売 掛 金	21,000
貸倒損失	10,500 //	

⑤決 算 時

租 税 公 課	1,000 // 未払消費税	1,000
---------	----------------	-------

⑥確定税額の納付

未払消費税	1,000 // 現金預金	1,000
-------	---------------	-------

5【その他の税金】

1. 関税

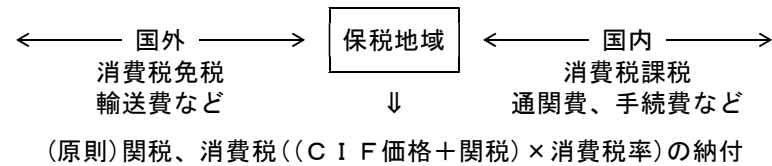
関税とは、国内産業の保護を目的に「輸入品」に対して課される税である。通常、関税に併せて消費税も課税される。

(1) 消費税抜方式

(本体) 輸入仕入	40,000 //	現金預金	70,000
(関税) 輸入仕入	4,000 //		
(輸送費) 海外運賃	10,000 //		
(通関費) 仕入	10,000 //		
仮払消費税	6,000 //		

(2) 消費税込方式

(本体) 輸入仕入	40,000 //	現金預金	70,000
(関税) 輸入仕入	4,000 //		
(消費税) 輸入仕入	5,000 //		
(輸送費) 海外運賃	10,000 //		
(通関費) 仕入	11,000 //		



2. 不動産取得税

不動産取得税とは、土地や建物を取得した者に対して課される税である。

(1) 原則

不動産の取得原価を構成する性質の税であるから、取得原価に算入する。

土地	40,000 //	現金預金	50,000
建物	10,000 //		

(2) 容認

僅少である等の理由から、納付時の費用処理も認められている。

租税公課	50,000 //	現金預金	50,000
------	-----------	------	--------